電子記録債権一括ファクタリング
利用ガイド

Tranzax株式会社
Tranzax電子債権株式会社

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅰ．電子記録債権制度について
１．電子記録債権とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２．電子債権記録機関とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

Ⅱ．電子記録債権一括ファクタリングについて
１．電子記録債権一括ファクタリングとは ・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２．電子記録債権一括ファクタリングの特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・７

Ⅲ．Tranzax電子債権(株)の利用
１．利用契約の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２．利用者要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３．利用契約の解約、利用制限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
４．利用者の承継について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
５．営業時間および休日について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
６．手数料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

Ⅳ．電子記録債権一括ファクタリングの業務フロー
１．債権発生に係る業務フロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２．期日前支払に係る業務フロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３．発注企業の買取に係る業務フロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
４．期日支払に係る業務フロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

Ⅴ．電子記録の請求に関する事項
１．当社が受け付ける記録請求 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２．請求の方法・方式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
３．請求受付の停止期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

Ⅵ．記録原簿への記録事項
１．発生記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
２．譲渡記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
３．支払等記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
４．変更記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
５．分割記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
６．強制執行記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

Ⅶ．開示
１．開示の対象および範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
２．開示方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

（巻末） 用語集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

はじめに

日本のこれまでの金融技術の発展は大企業の資金調達スキームと機関投資家の運用スキームの開発に偏っていました。電子記録債権法は中小企業の金融スキームを一変させる可能性を持った素晴らしい新制度です。弊社はこの新制度を活用して、これまで金融がつきにくかった領域に金融をつけるツールを開発し、地域金融機関と共同して日本の中小企業金融の発展に寄与したいと願っています。

このガイドでは、当社が提供する、電子記録債権を利用した新しい金融サービスである「電子記録債権一括ファクタリング」の仕組みや基本的な利用方法等について説明しています。　皆様にとって、このガイドが少しでも当社のサービスをご理解いただくためのお役に立てれば幸いです。

Tranzax株式会社
Tranzax電子債権株式会社

Ⅰ．電子記録債権制度について

1．　電子記録債権とは

電子記録債権とは、平成 20 年 12 月に施行された「電子記録債権法」に基づく新しい金銭債権です。手形や指名債権（売掛債権等）を電子化したものではなく、関係当局から指定を受けた「電子債権記録機関」が管理するシステム上の記録原簿への電子記録を発生・譲渡等の効力要件とします。
手形や指名債権と比べた場合のメリットとしては、電子記録債権は手形のように現物を必要としないため、盗難・紛失のリスクがなく、保管コストもかからないこと、さらに、債権の一部を分割して第三者へ譲渡することができることなどがあげられます。
また、記録原簿によって債権の存在確認や正当な権利者が容易に確認でき、二重譲渡の恐れもありません。

電子記録債権の特徴

指名債権のデメリット

・譲渡対象債権の不存在・二重譲渡のリスク
・債権譲渡を債務者に対抗するために債務者への通知等が必要
・人的抗弁を対抗されるリスク

→

電子記録債権の場合

・電子記録により債権の存在・帰属を可視化
・電子記録債権譲渡を債務者に対抗するために債務者への通知等は不要
・人的抗弁は原則として切断

手形のデメリット

・手形の作成・交付コスト
・手形用紙の保管コスト
・紛失・盗難のリスク
・記載事項が限定
・分割不可

→

電子記録債権の場合

・電子データの送受信等により発生・譲渡
・電子データで管理
・電子債権記録機関の記録原簿による管理
・任意的記録事項を許容
・分割可能

（出典：金融庁・法務省「電子記録債権」）

２．電子債権記録機関とは

電子債権記録機関は、信頼性、業務運営の安定性、公正性・中立性の確保、他業のリスク遮断の観点から、主務大臣の指定を受けた専業の株式会社で、電子記録債権法に基づいた独自のデータセンターの機能を提供します。この機能とは、電子債権記録機関に記録されているデータをもって、第三者に対し、正しいと主張することが法律上可能となっているという画期的なもので、言わば「電子法務局」のような機能です。
主な業務は、電子債権の電子記録、記録原簿の管理、および債権内容の開示業務です。

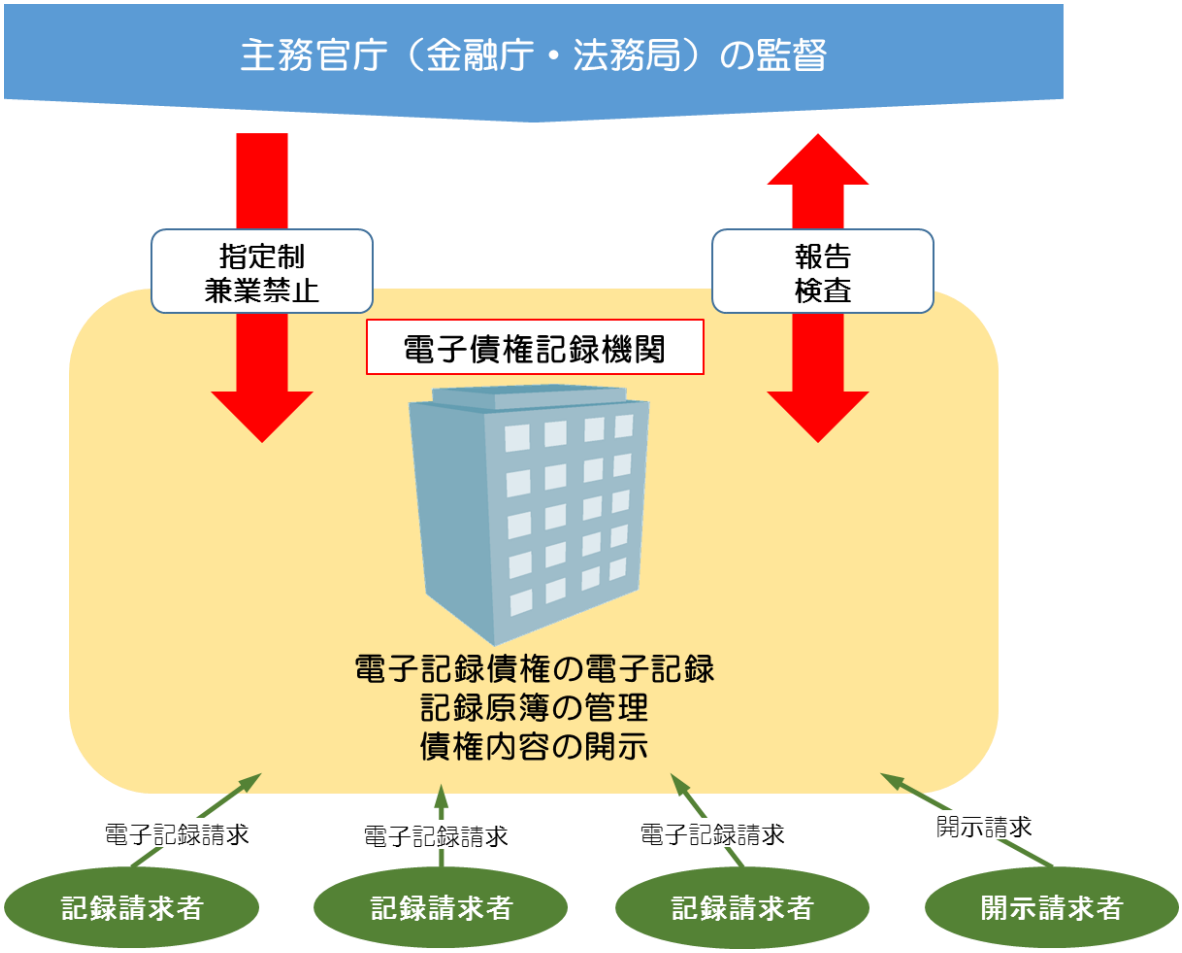

Ⅱ．電子記録債権一括ファクタリングについて

1．　電子記録債権一括ファクタリングとは

「電子記録債権一括ファクタリング」は、電子記録債権を利用した当社の新しい金融サービスです。
「電子記録債権一括ファクタリング」では、電子記録債権一括ファクタリング取引基本契約に基づいて納入企業が持っている売掛債権を電子記録債権とし、納入企業が、その電子記録債権を金融機関または金融会社等（これらを総称してファクタリング・パートナー＝FPといいます）へ譲渡することにより、FPから支払期日前に資金の融通を受けることができます。

電子記録債権一括ファクタリングの流れ

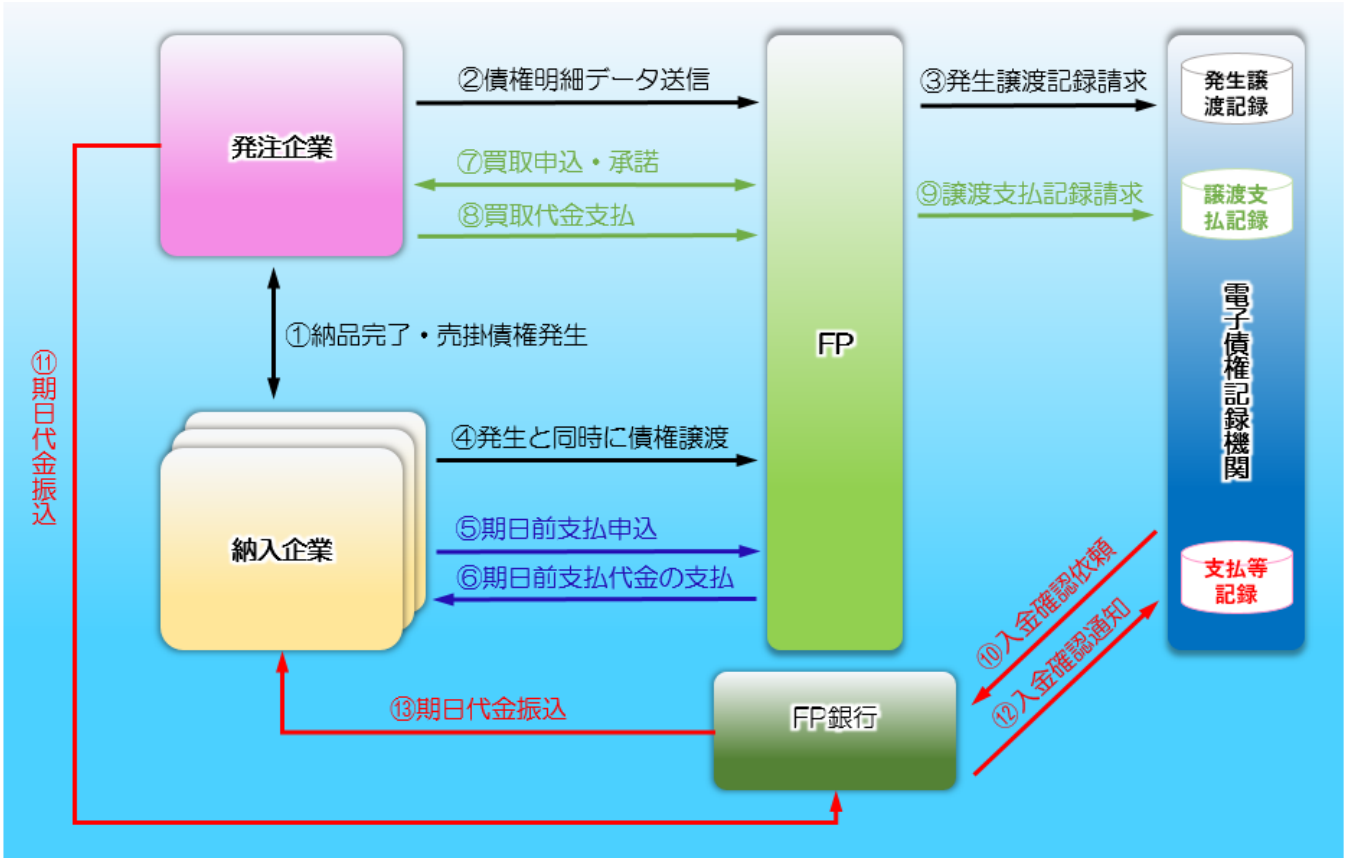

２．電子記録債権一括ファクタリングの特徴

１）事務手続が簡便

電子記録債権を利用することで、従来の一括ファクタリングと比較し事務手続が簡便になります。

① 電子記録債権そのものが、第三者対抗要件、債務者対抗要件、確定日付を具備していますので、従来の一括ファクタリングで必要とされた法的手続が不要となります。

② 電子記録債権の記録事項（任意的記録事項）に、譲渡に関してFP・発注企業等に譲渡を限定する旨（第三者への譲渡を禁止する旨）を記録することができます。

電子記録債権

- 第三者対抗要件
- 債務者対抗要件
- 確定日付

すべて具備

第三者への譲渡を禁止する旨の記録が可能

2）納入企業のメリット

納入企業は、電子記録債権の発生※と同時に当該債権をFPへ譲渡しますが、記録請求停止期間を除き、支払期日までの間に期日前支払を申込み、早期に手元現金を得ることができます。

① 納入企業は、電子記録債権の債権金額の範囲内で、任意の金額を支払期日前に資金化することができます。

② 納入企業の信用力とは別に、発注企業の信用力で資金化できるため、金利面で有利な条件となる可能性があります。

③ 電子記録債権の譲渡・期日前支払により調達した資金で、財務上の債務圧縮効果を図ることができます。

※電子記録債権の発生：手形の振出しと同様の意味を持ちます。
買掛債務の支払を電子記録債権で支払うために、電子記録債権を発生させます。

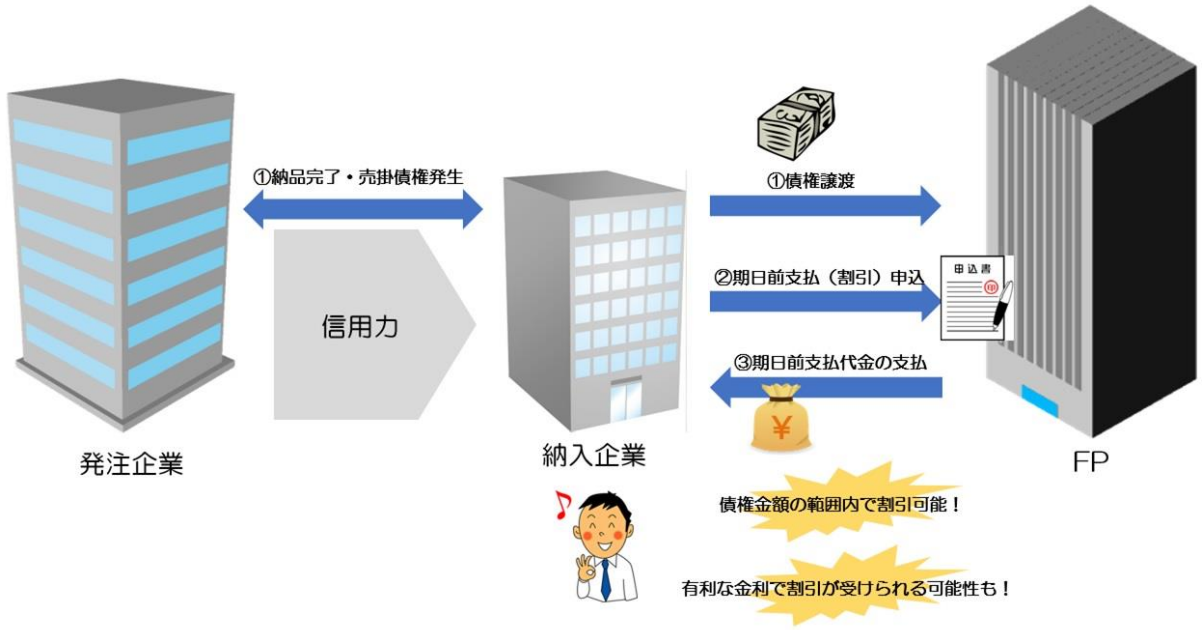

3）発注企業のメリット

発注企業は、支払事務が簡便となるメリットに加え、FPが期日前支払を行った分の電子記録債権を支払期日前に買取ることで得られる以下のメリットがあります。（金融取引として認識されますので、下請法上の制約はありません。）

① 発注企業は、債務の支払資金を前倒しで電子記録債権の買取資金に回すことで、買取益と財務上の債務圧縮効果を得ることができます。　（買取後、電子記録債権を消滅させる支払記録請求を行うことが前提です。）

② FPとの取引条件によりますが、納入企業に対して、通常より低い金利で早期資金化を提供することができるため、納入企業との取引の付加価値として、新たな納入企業の開拓、既存の納入企業との関係強化を図るツールとして利用できます。

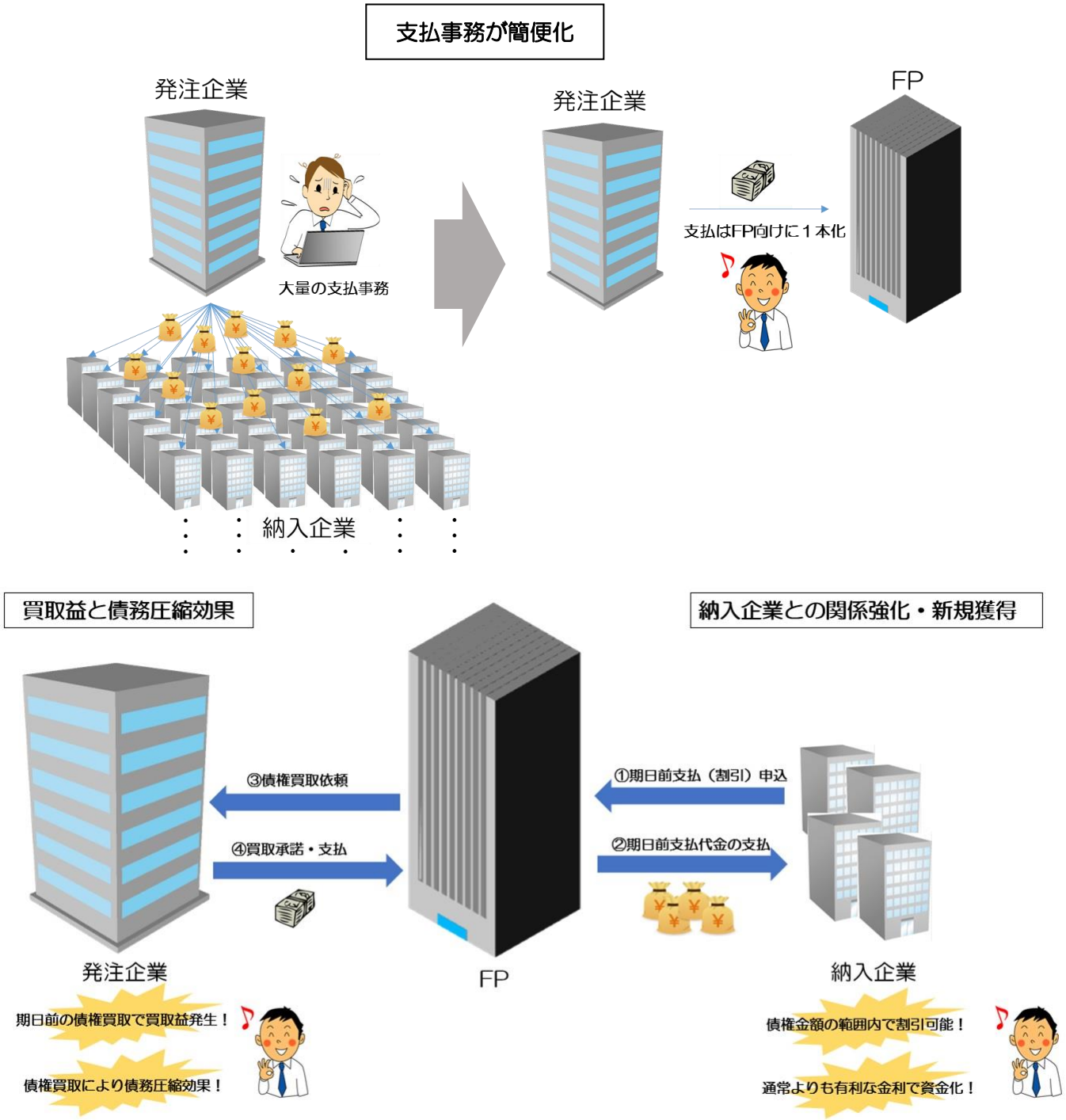

※　留意事項

１）電子記録債権一括ファクタリング取引基本契約では、電子記録債権法、債権譲渡特例法の併存により生ずる二重譲渡リスクを排除するため、電子記録債権の発生時には、発注企業の買掛債務の支払に代えて電子記録債権を発生させることとしています。従って、電子記録債権の発生と同時に、原因債権である売掛債権は消滅します。

２）前記の観点を含め、発注企業・納入企業の会計仕訳が変わる可能性があります。（各企業の会計士・税理士と相談の上決定する必要があります。）

Ⅲ．Tranzax 電子債権(株)の利用

１．利用契約の締結

当社のサービスを利用しようとするお客様には、利用開始前に予め、当社の「業務規程」の内容を承諾し、「利用規約」の内容に同意して所定の機関利用申請書および本人確認に必要な書類を提出していただきます。
利用契約は、当社がお客様の提出書類等に基づく審査を行い、これを承諾することによって成立します。
利用契約成立後、当社より「利用者登録完了のご案内」を会社にメール等にて送信します。また、これとは別に、「利用申込みの御礼」を会社住所および取引担当者様のご自宅宛てにお送りします。
（電子記録債権一括ファクタリングを利用するお客様の場合は、書類の提出先はFPになります。FPでは各利用申込書類を取りまとめの上、Tranzax電子債権(株)に書類を取次いたします。）

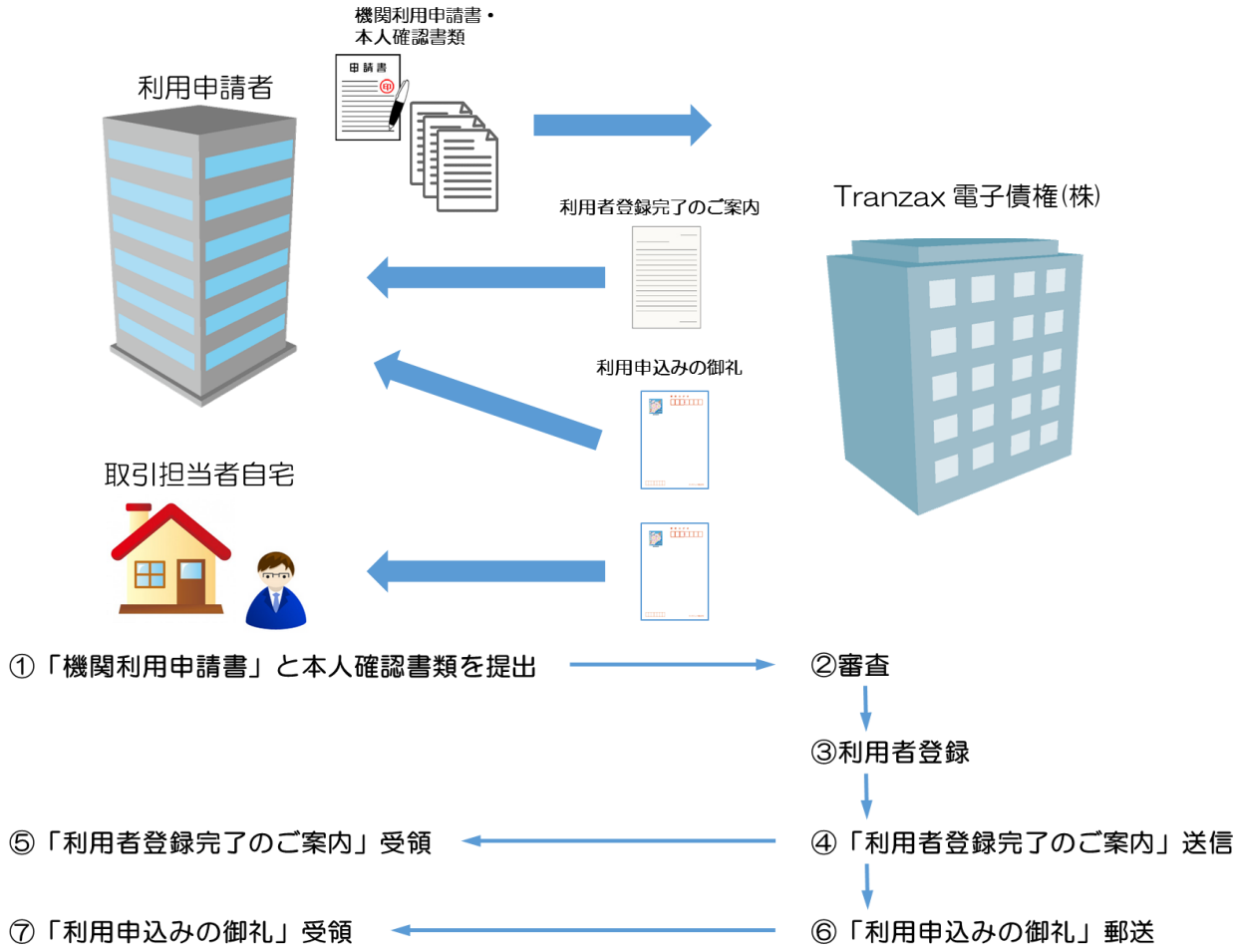

本人確認（取引時確認）について

１）　当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 26 年法律第１１７号）」の規定に基づいて、当社を利用しようとするお客様の本人確認（法人のお客様の場合は、取引を担当する方ご自身も含みます）を行います。

２）　本人確認は、「機関利用申請書」または「利用者登録事項変更届」を受理する時に実施します。
但し、その後の取引の過程において、本人特定事項の真偽に疑いがある場合（本人特定事項の虚偽告知、名義人へのなりすましの疑い）には、改めて確認用書類の提出を求めることがあります。

２．利用者要件

当社をご利用いただくにあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

⑴　当社所定の審査で適格であること

⑵　属性要件

1）　国、地方公共団体、法人、または消費者契約法第２条第２項に規定する事業者である個人（以下、「個人事業者」という。）であること。

2）　申請者が暴力団その他の反社会的勢力に該当しないこと。
（法人の場合は、登記事項証明書に記載される役員についても適用します。）

3）　金融機関に電子記録債権の決済を行う為の預金口座を有していること。

4）　申請者が利用者となることにより、電子記録債権制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

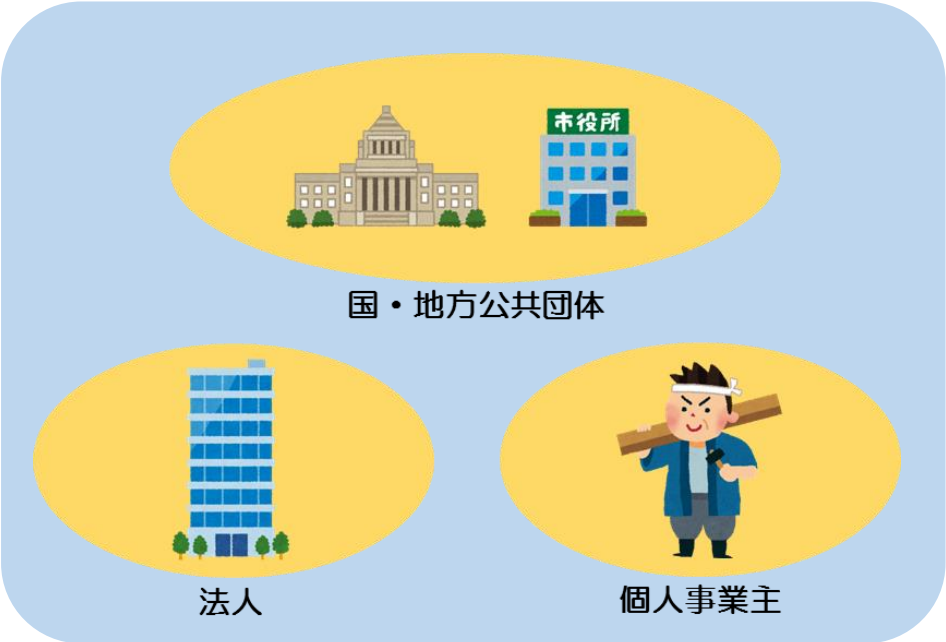

利用者の届出事項変更

当社の利用者となったお客様は、「機関利用申請書」で届け出た事項に変更があった場合には、速やかに「利用者登録事項変更届」を提出していただきます。
万一、記録請求あるいは開示請求の際に、届出事項と異なる内容の利用者情報で請求書類が提出された場合は、当社は請求受付を一旦却下し、「利用者登録事項変更届」の提出後、請求書類の再提出を依頼します。

３．利用契約の解約、利用制限

当社の利用者となったお客様が当社の利用を止めたい場合には、「機関利用解約届」を提出します。

1） 当社は、「機関利用解約届」を受領後、直ちに有効な電子記録債権がないことを確認した上で、解約手続を行います。

2） 有効な電子記録債権が残っている場合には、解約を受付できません。解約不可として「機関利用解約届」を返却いたします。

3） 解約手続完了後は、以後一切の記録請求を受付けられなくなります。

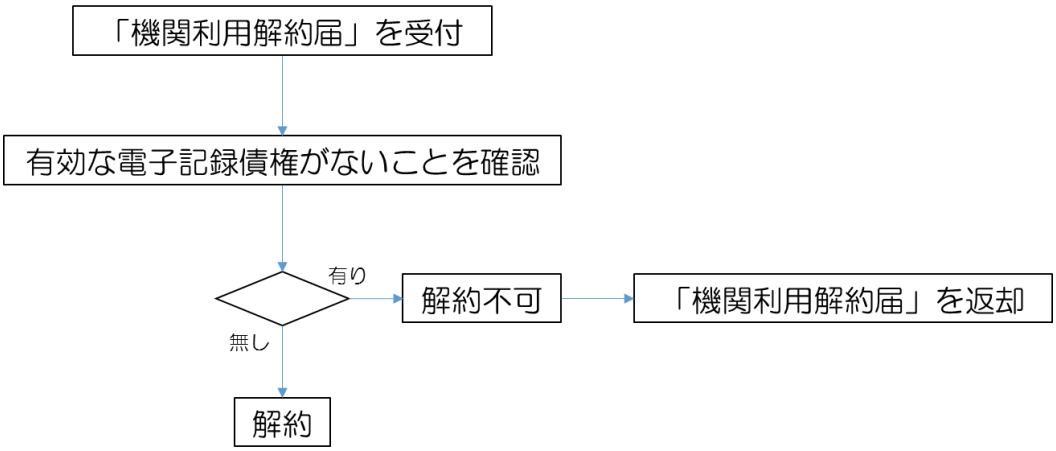

当社都合による利用契約の解除・制限

当社は、当社の利用者となったお客様が次に該当する場合は、お客様に事情説明を求めた上で判断し、利用を制限すること、または利用契約の解除（強制解約）を行うことがあります。

1） 当社の定める利用者要件を満たさなくなった場合

2） 電子記録債権法他の法令、業務規程および細則に違反した場合

3） 当社の電子債権記録業の適正かつ円滑な運営を確保する為に必要であると判断した場合
（当社の利用に関して、当社が是正措置を申し入れたにも拘らず、是正されない場合などが該当します）

4．利用者の承継について

1）法人の場合

当社の利用者となったお客様が法人で、合併または会社分割に伴う一般承継がある場合には、利用者の届出事項に該当します。

この場合、当社は既存の電子記録債権が消滅するまでの間、承継者による利用を継続していただけますが、承継者が継続的に当社を利用する場合には、新たに利用契約を締結していただきます。

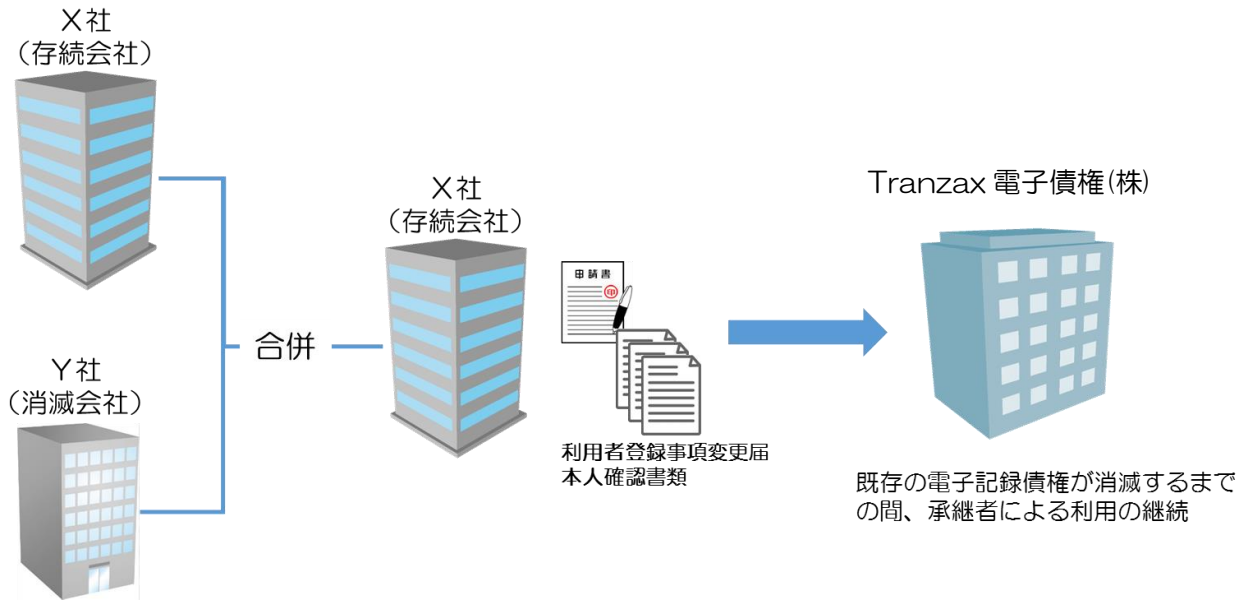

2）個人事業主の場合

当社の利用者となったお客様が個人事業者で、相続が発生した場合には、以下の手続をとります。

1） 被相続人が電子記録名義人、または電子記録債務者となっている消滅していない電子記録債権がある場合は、当社は相続人全員の同意のもとに代表相続人への名義変更の「利用者登録事項変更届」を徴求し、同電子記録債権が消滅するまでの間、または相続手続が完了するまでの間、代表相続人による利用を継続していただきます。

2） 事業を承継した相続人が引き続き当社を利用する場合には、当該相続人は新たに利用契約を締結していただきます。

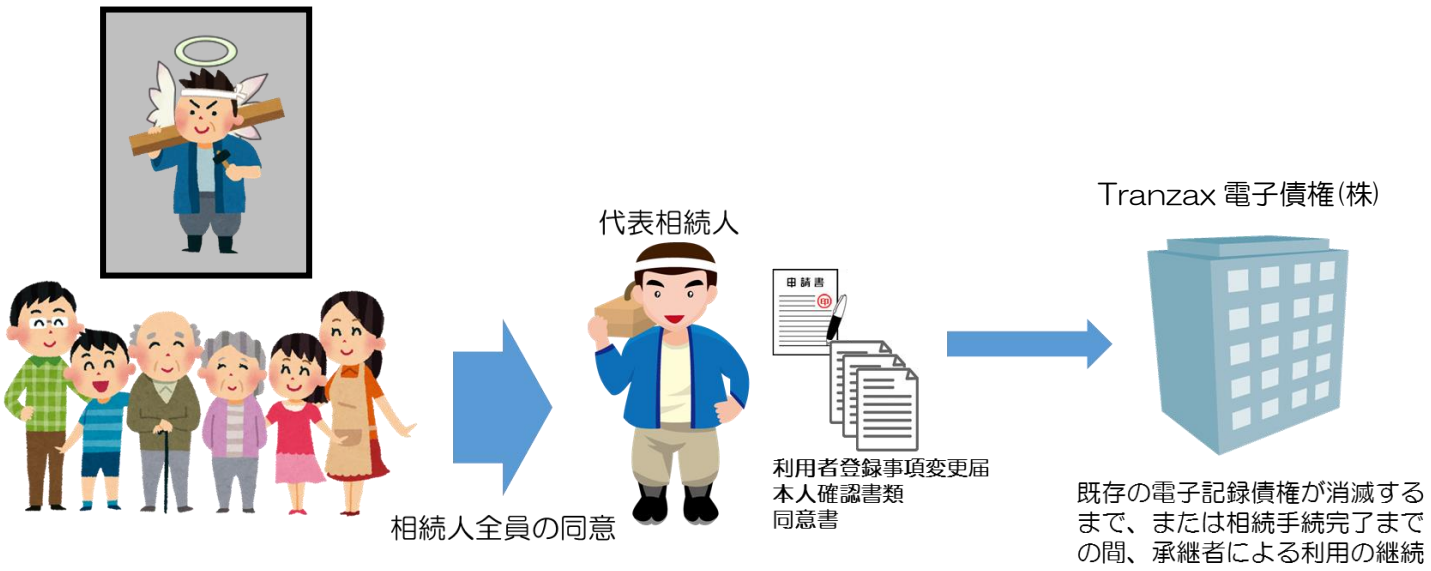

5．営業時間および休日について

⑴　当社の記録機関業務の営業時間（記録請求、開示請求を受付ける時間）は、午前 9 時から午後 5 時までとなっています。

⑵　記録機関業務の休業日は、以下の通りです。

1）　土曜日および日曜日

2）　国民の祝日に関する法律に規定する休日

3）　1 月 2 日と 3 日および 12 月 31 日

⑶　当社の情報システムの障害、通信回線の障害、設備の破損、伝染病の流行等、物的・人的資源の障害あるいは災害で業務継続を一時的に停止せざるを得ない場合には、業務停止後、当社のホームページへの掲載等により、速やかにお客様に通知します。

営業時間 （休業日を除く）	午前９時～午後５時 （記録請求、開示請求の受付時間）
休業日	土曜日および日曜日
	国民の祝日に関する法律に規定する休日
	1月2日と3日および12月31日

６．手数料

記録請求および開示請求について、以下の手数料が発生します。
手数料の額は、各請求種類ごとに業務規程および利用規約に定めています。

- **利用者登録手数料**

  電子債権記録機関であるTranzax電子債権(株)への利用者登録にかかる手数料です。
  Tranzax電子債権(株)の利用にあたっては、予め機関利用申請書により利用申込みをし、
  Tranzax電子債権(株)での利用者登録が完了していることが必要です。

- **発生記録手数料**

  電子記録債権の発生記録時に、発生記録１件ごとにかかる手数料です。

- **譲渡記録手数料**

  発注企業によるFPからの債権買取実行後の譲渡支払記録時に、買取債権金額に一定の利率を乗じた金額を譲渡記録手数料として徴収します。

- **開示手数料**

  利用者からの請求に基づき、記録事項証明書を発行する際にかかる手数料です。

＜ご参考＞
以下については、FPが請求する手数料です。

- **契約事務手数料**

  契約締結、および付随する事務手続き等にかかる手数料です。

- **残高証明書発行手数料**

  利用者等からの請求に基づき、残高証明書を発行する際にかかる手数料です。

Ⅳ．電子記録債権一括ファクタリングの業務フロー

１．債権発生に係る業務フロー

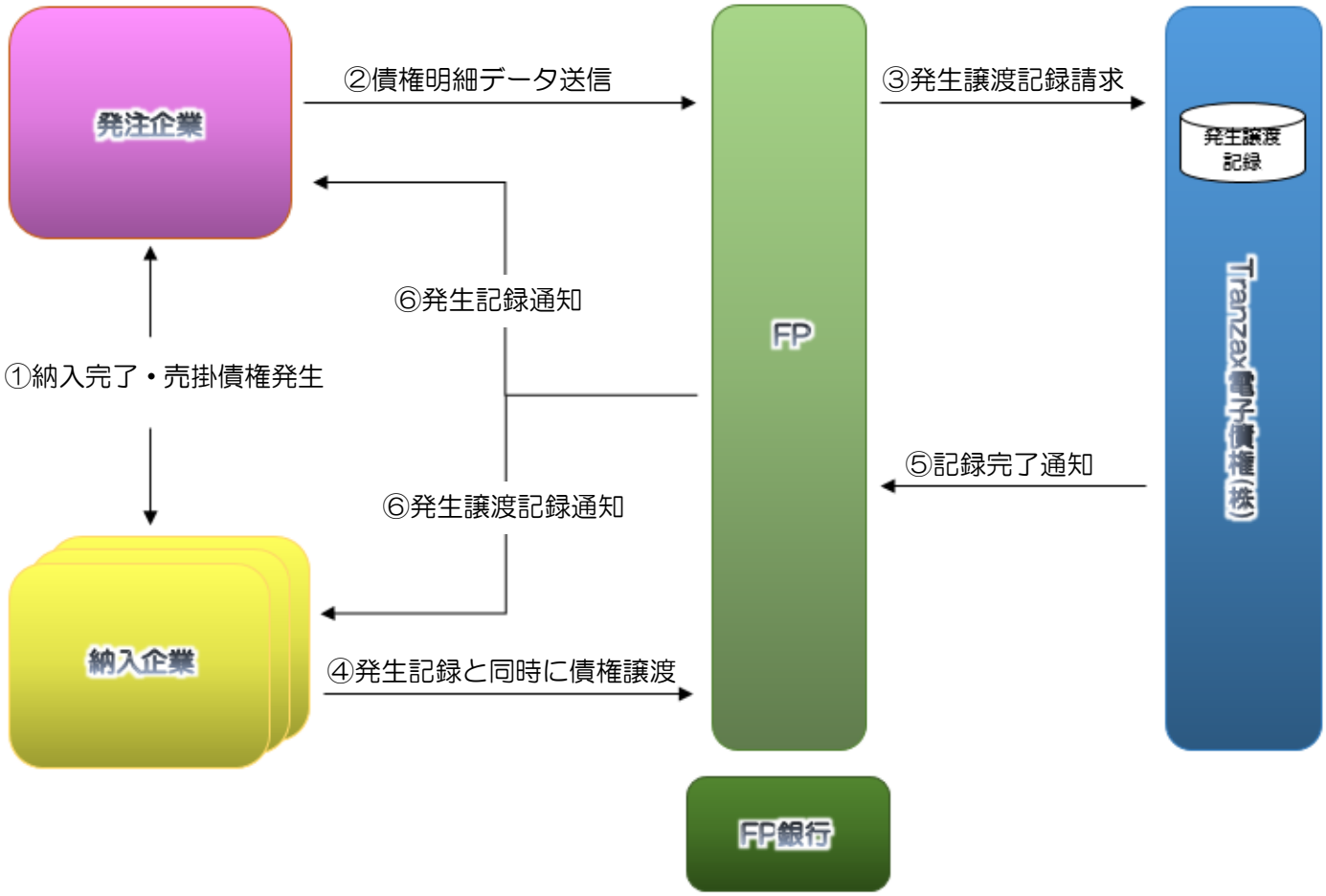

① 発注企業・納入企業間で買掛債務／売掛債権が発生

② 発注企業が加入契約済みの納入企業の債権明細データを作成し、発生記録請求依頼としてＦＰへ送付

③ ＦＰは発生譲渡記録請求をTranzax電子債権(株)へ送信　※譲渡先をＦＰおよび発注企業に限定する記録をする。

④ Tranzax電子債権(株)での発生記録と同時に納入企業の売掛債権は消滅。また、発生と同時に譲渡記録が実施される。

⑤ Tranzax電子債権(株)から、記録結果（記録番号、記録日等）がＦＰに送信される

⑥ ＦＰは記録結果を、納入企業へ発生・譲渡記録通知、発注企業へ発生記録通知として送信

2．期日前支払に係る業務フロー

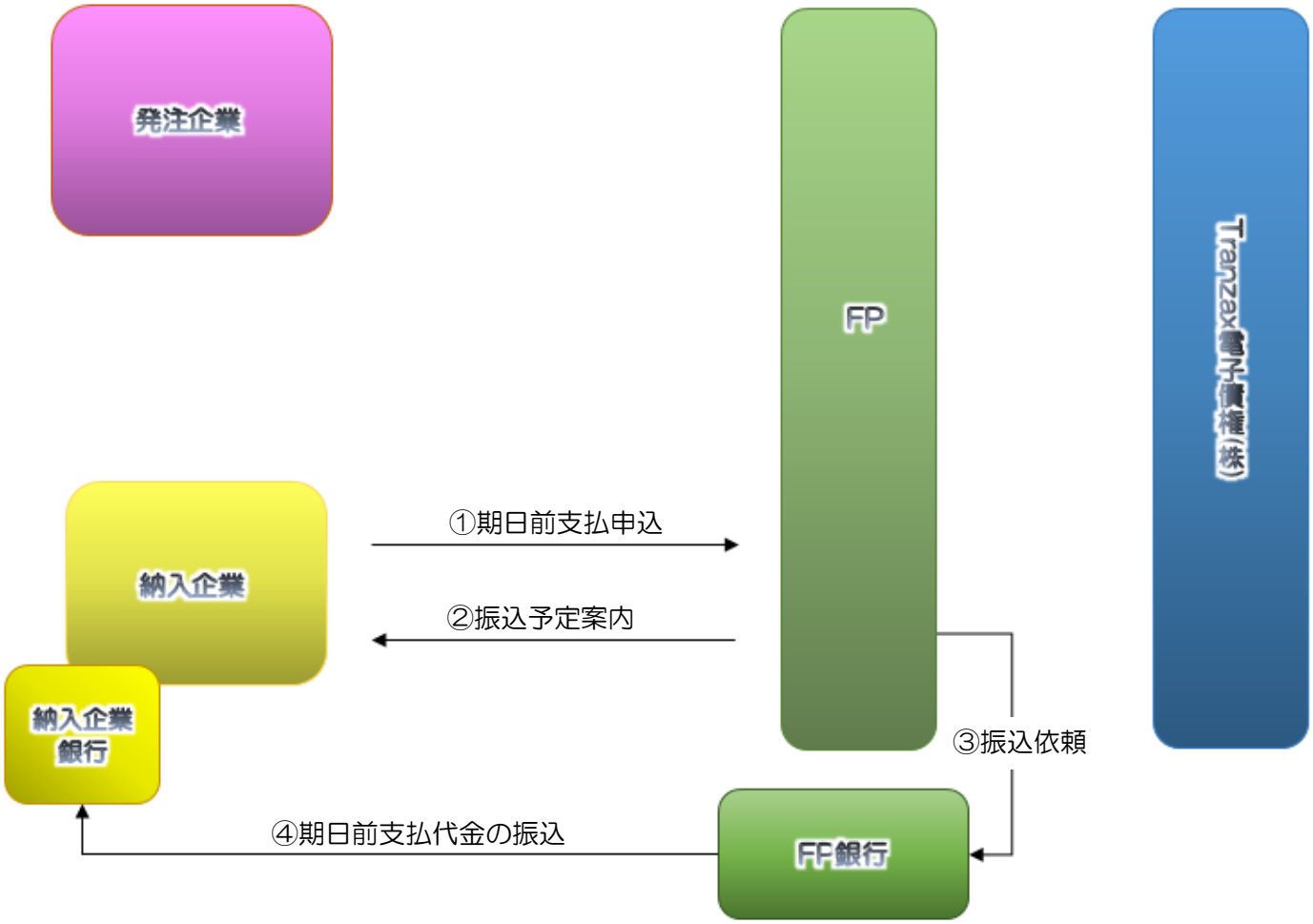

① 納入企業は期日前支払をＦＰへ申込

② ＦＰは納入企業へ「期日前お支払額のご案内」を送信

③ ＦＰはＦＰ銀行へ振込依頼

④ ＦＰ銀行から納入企業宛て（納入企業の指定する銀行宛て）に期日前支払代金を振込

３．発注企業の買取に係る業務フロー

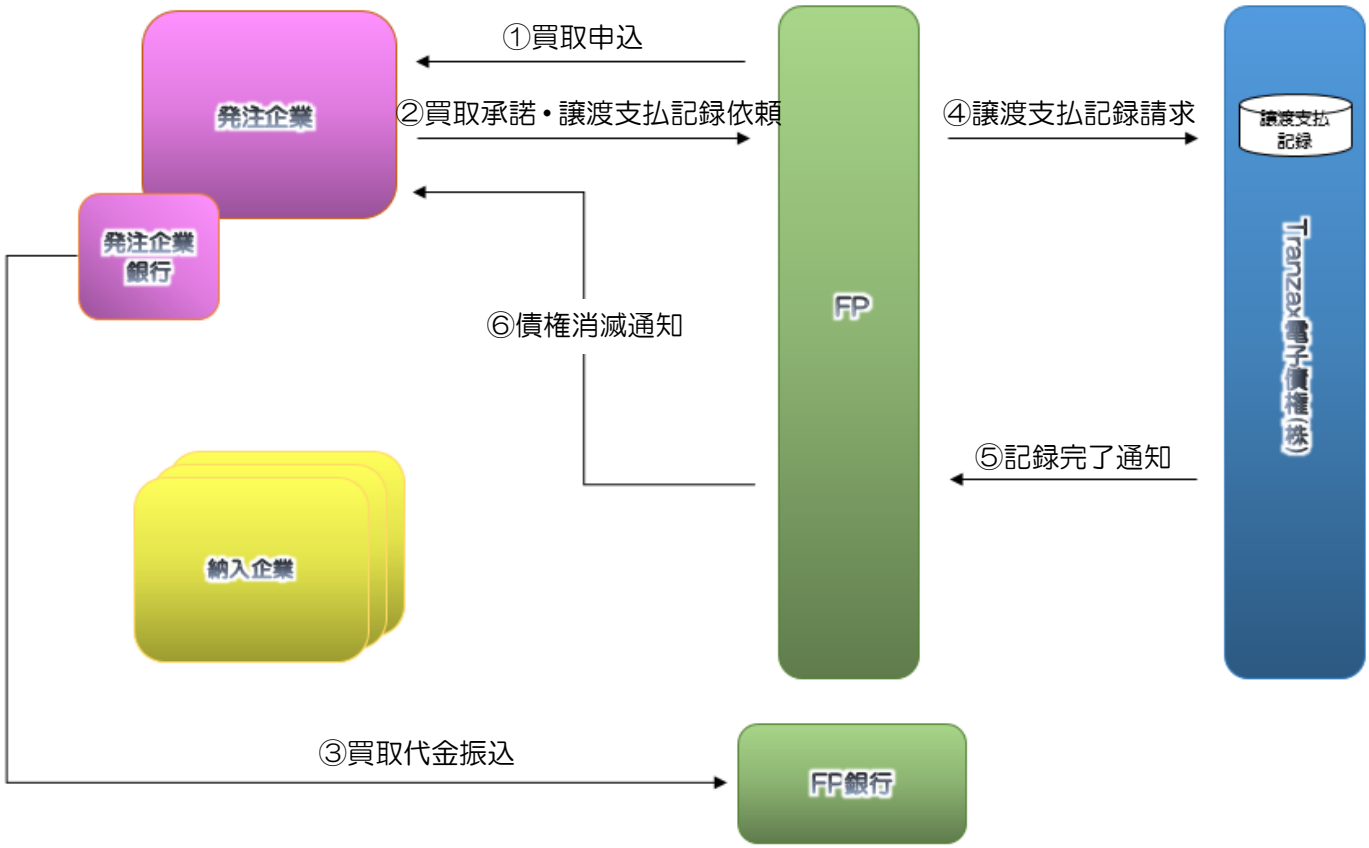

① ＦＰから発注企業へ、ＦＰが譲受した債権の買取を申込　（予め発注企業と取り決めたタイミングで実施）
② 発注企業は買取を承諾するとともに、譲受予定債権の譲渡支払記録請求取り次ぎ依頼をＦＰへ送信
③ 発注企業は買取期日に買取代金をＦＰへ振込
④ ＦＰは譲渡記録請求及び支払等記録請求（混同による消滅の支払等記録請求）をTranzax電子債権(株)へ送信
⑤ Tranzax電子債権(株)は譲渡支払記録後、記録結果をＦＰへ送信
⑥ ＦＰは、発注企業宛てに「電子記録債権消滅のご案内」を送信

４．期日支払に係る業務フロー

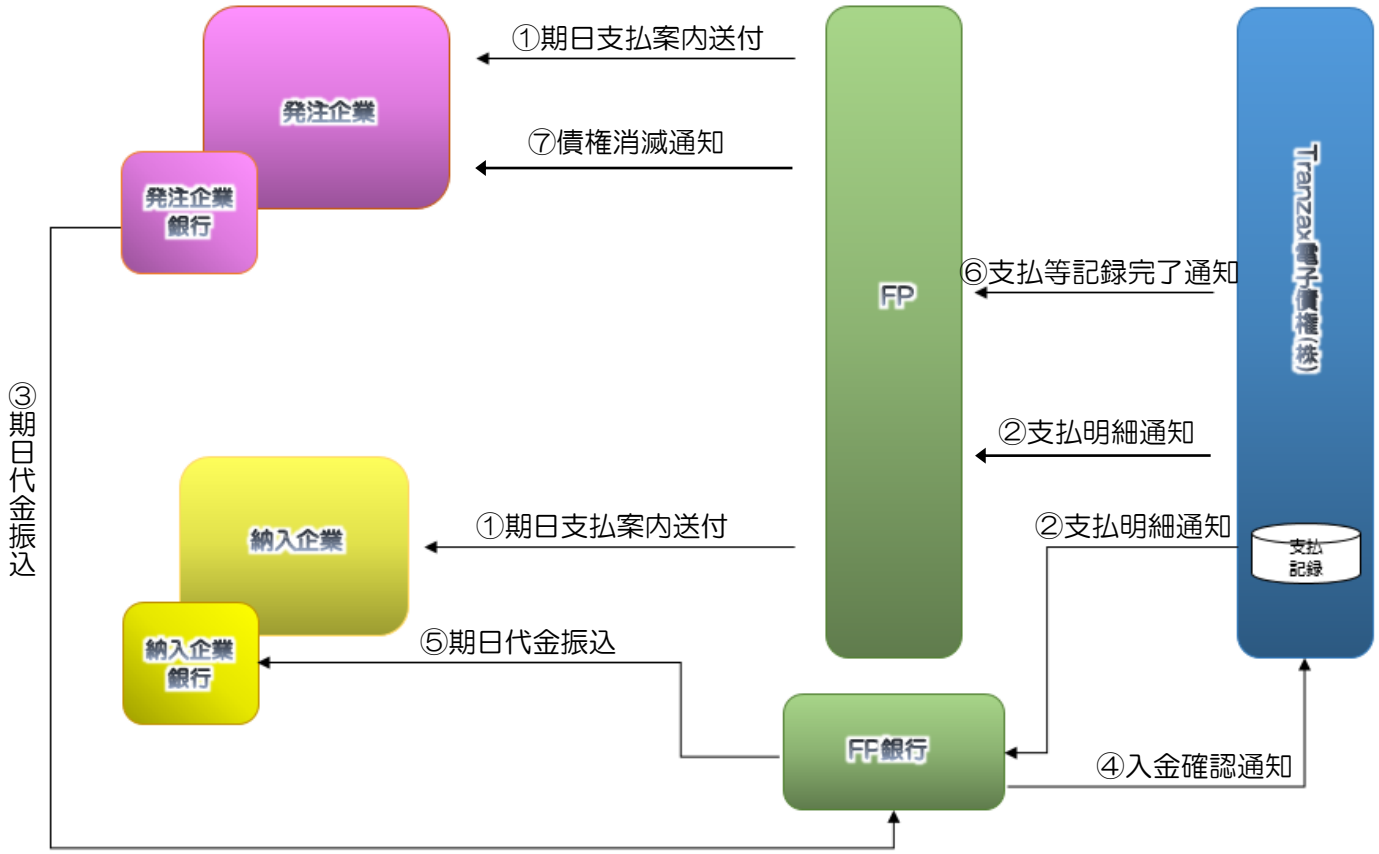

① ＦＰは支払期日の４営業日前に発注企業へ「電子記録債権期日支払額のご案内」を、納入企業へ「期日お支払額のご案内」を送付し、納入企業への期日支払のためＦＰ銀行へ総合振込依頼を送信（振込対象は、期日前支払未実行の債権）

② 支払期日の１営業日前にTranzax電子債権(株)からＦＰとＦＰ銀行へ「支払明細通知」を送信

③ 発注企業は支払期日にＦＰ宛に期日代金を振込

④ ＦＰ銀行はTranzax電子債権(株)へＦＰ口座への入金を確認し、「入金確認通知」を送信

⑤ ＦＰ銀行は総合振込依頼に基づき、支払期日に納入企業宛てに振込実行

⑥ Tranzax電子債権(株)はＦＰ銀行からの入金確認通知を受け、職権による支払等記録を実行し、ＦＰへ支払等記録完了を通知

⑦ ＦＰは、発注企業へ「電子記録債権消滅のご案内」を送信

Ⅴ．電子記録の請求に関する事項

１．当社が受け付ける記録請求

当社が受付ける記録請求等の種類は以下の通りです。

⑴　発生記録
⑵　譲渡記録
⑶　支払等記録
⑷　変更記録
⑸　分割記録
⑹　強制執行等の記録
⑺　開示請求
⑻　記録の訂正・回復（請求に拠らない場合を含む）

記録機関による記録の制限

⑴当社は、法※第７条第２項の規定に基づき、次の記録の制限を設けています。

1）　質権設定記録は取り扱いません。
2）　分割記録は、譲渡記録、支払等記録、変更記録、強制執行等の記録とともにするもの以外を取り扱いません。
3）　譲渡記録可能回数を最大 99 回とします。
4）　分割記録可能回数を最大 99 回とします。
5）　記録機関変更記録は取り扱いません。

⑵当社は、法※第 16 条第２項第 15 号の規定に基づき、次の記録の制限を設けています。

1）　特別求償権に係る債務および電子記録保証履行請求権に係る債務を主たる債務とする保証記録

⑶当社は、法※第 16 条第５項の規定にもとづき、次の取扱いを業務規程に規定しています。

1）　発生記録において、分割払の方法により支払われる債務に係る記録を行いません。
2）　発生記録において、法※第 16 条第２項第 12 号に掲げる事項に、譲渡記録を禁止する旨、あるいは譲渡記録可能回数を０回とする旨の記録を行いません。

※　法＝電子記録債権法

2．請求の方法・方式

1）電子記録の請求

当社が提供する「電子記録債権一括ファクタリング」では、FPが支払企業および納入企業の代理人となり、当社への電子記録の請求を行います。

支払企業および納入企業が、直接、当社に電子記録の請求を行うことはありません。（開示請求を除きます。）

FPからの電子記録の請求は、当社が指定する利用者専用システムにログインし、当社所定のデータファイル形式で送付する方式となります。

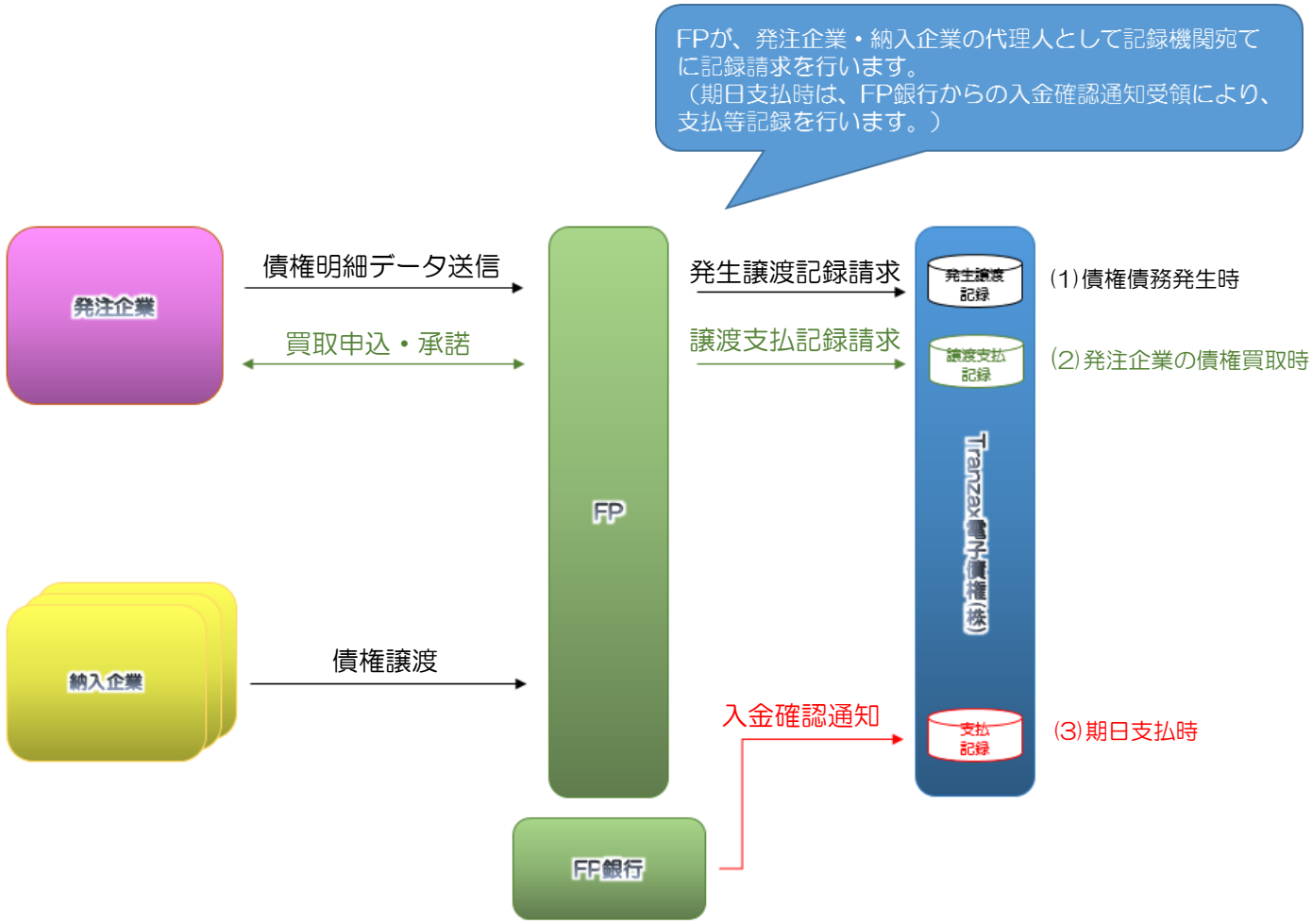

支払等記録の取り扱い

「電子記録債権の支払等に関する契約」に基づき、当社は、債権者の指定金融機関からFP銀行宛てに入金があった旨の「入金確認通知」を支払等記録請求とみなして、受領後速やかに支払等記録を行います。

２）開示請求

当社の利用者となったお客様から、当社に直接開示請求を行う場合は、当社所定の書面に必要事項を記入の上、「機関利用申請書」（または「利用者登録事項変更届」）の届出印章により記名押印して、以下のいずれかの方法で当社宛てに提出します。

1) Tranzax電子契約サービスを利用して提出
2) 当社の窓口への書類持ち込み（当社担当者への書類手交を含む）
3) 配達証明郵便　（普通郵便も受付けますが、受領日時は当社受付処理開始時点の日時となります。）
4) FAX　（但し、原本は別途郵送）

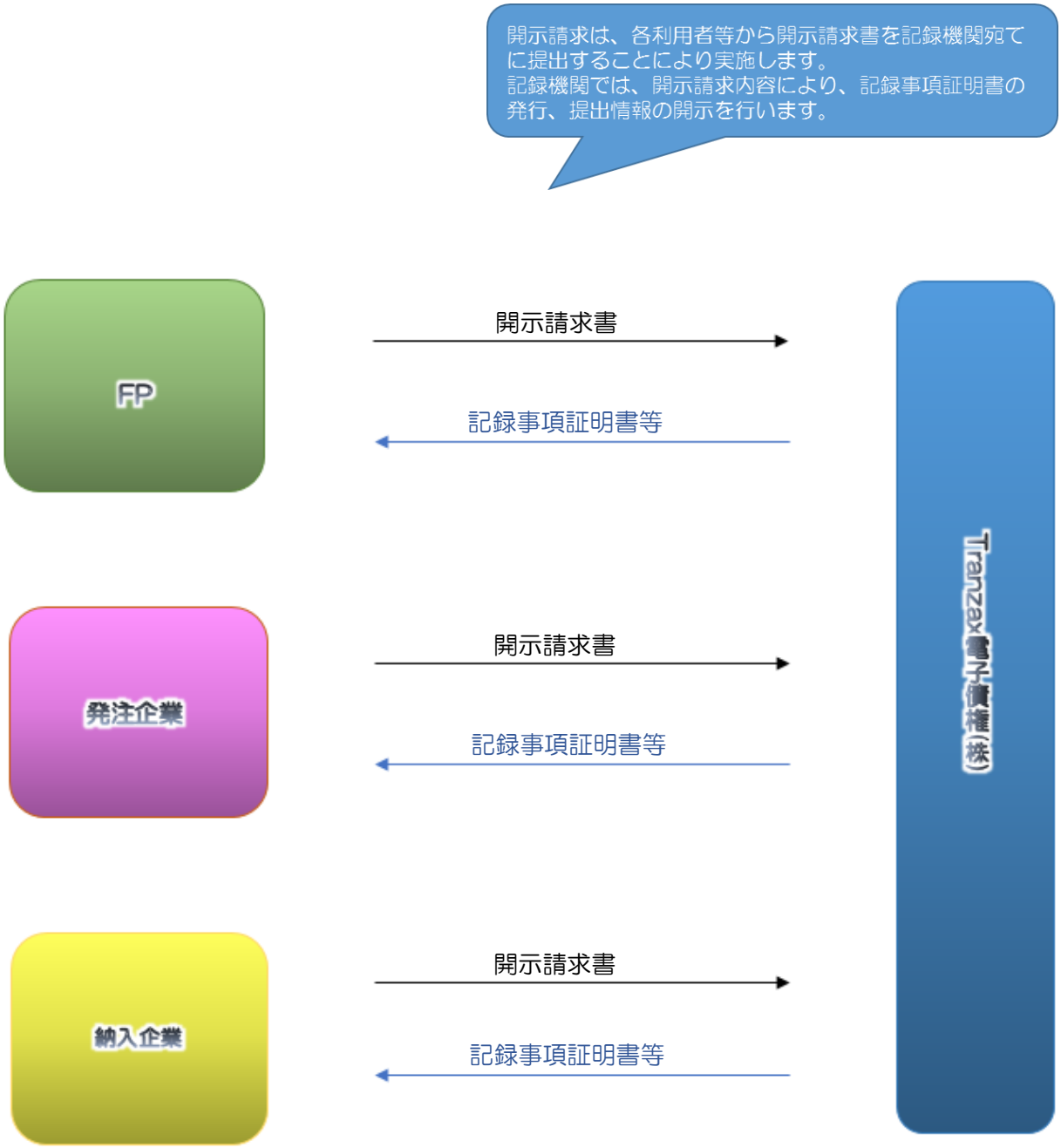

３．請求受付の停止期間

当社は、支払期日の１営業日前に、ＦＰと決済銀行に対して支払期日の支払明細を記載した「支払明細通知」を提供します。また、その日から支払期日の２営業日後までを記録日とする一切の記録請求を受付けないこととしています。

これは、支払明細通知を提供した日以後支払日までの間に、権利義務関係が移転することによる債務者の二重払いのリスクを防止する為です。

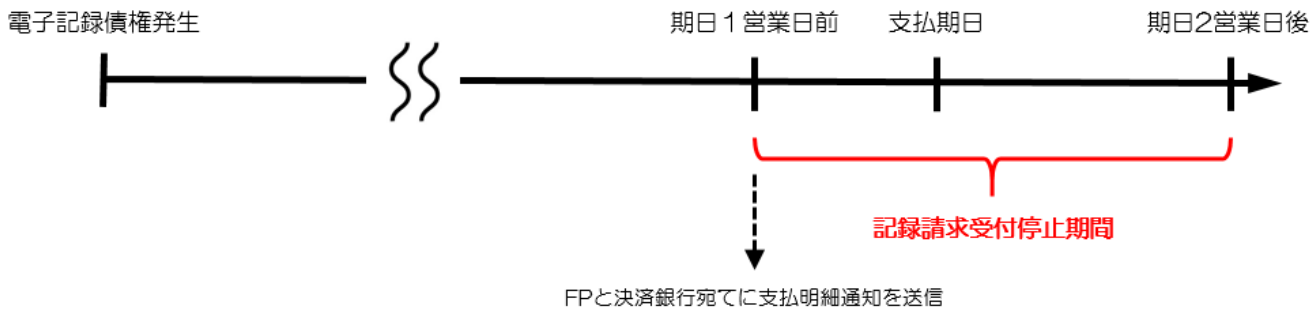

Ⅵ．記録原簿への記録事項

１．発生記録

発生記録には、以下の事項が記録されます。

(1) 必要的記録事項（法※16 条１項）　　※本ガイドにおいて、法とは電子記録債権法をいいます。

- ◆ 債権金額
- ◆ 支払期日
- ◆ 債権者の氏名または名称および住所
- ◆ 債務者の氏名または名称および住所
- ◆ 記録番号
- ◆ 電子記録の年月日

(2) 任意的記録事項（法 16 条２項）

そのほか、法 16 条２項に定められた事項を任意的記録事項として記録することができます。

【発生記録のイメージ】

【記録番号】　A00000019000
【記録年月日】　2015年10月20日
【記録区分】　発生
【債権額】　10,000,000円　債務者は債権者へ記載の金額を支払う
【支払期日】　2015年11月09日
【債権者】　000000123
　【名称】　A納入企業株式会社
　【住所】　東京都江東区●-●-●
　【決済口座】X銀行 ●●支店
　　普通1234567　Aノウニユウキギヨウ（カ
【債務者】　000000456
　【名称】　B支払企業株式会社
　【住所】　東京都港区▲-▲-▲
【支払方法】　電子記録債権法第６４条に規定する支払に関する契約による支払
【譲渡記録の制限の定め】本債権の譲渡先は次のもの及び本債権の債務者並びに金融機関に限定する。
　　FPファクター株式会社
【譲渡制限】債権記録の譲渡可能回数は98回とする
【分割制限】債権記録の分割可能回数は99回とする
【電子債権記録機関が業務規定に定める記録の制限】
　　当社は、当社が取り扱う記録に次の制限を設ける。
　　１．質権設定記録を取り扱わない。
　　２．分割記録は、譲渡記録、支払等記録、変更記録、強制執行等の記録とともにするもの以外を取り扱わない。
　　３．特別求償権に係る債務及び電子記録保証履行請求権に係る債務を主たる債務とする保証記録を取り扱わない。
　　４．譲渡記録および分割記録の記録可能回数を最大９９回とする。
　　５．記録機関変更記録は取り扱わない。

２．譲渡記録

譲渡記録には、以下の事項が記録されます。

(1)　必要的記録事項　（法 18 条 1 項）

- ◆ 電子記録債権の譲渡をする旨
- ◆ 譲渡人が電子記録義務者の相続人であるときは、譲渡人の氏名および住所
- ◆ 譲受人の氏名または名称および住所
- ◆ 電子記録の年月日

(2)　任意的記録事項　（法 18 条 2 項）

そのほか、法 18 条 2 項に定められた事項を任意的記録事項として記録することができます。

【譲渡記録のイメージ】

【記録番号】　A00000019000
【記録年月日】　2015年10月20日
【記録区分】　譲渡
〇本債権を下記譲受人へ譲渡する
【譲受人】
　【名称】　FPファクター株式会社
　【住所】　東京都中央区■-■-■
　【決済口座】Y銀行 本店　当座7654321

３．支払等記録

支払等記録には、以下の事項が記録されます。

（1）　必要的記録事項　（法 24 条）

- ◆ 支払等対象債務の特定事項（記録番号）
- ◆ 支払金額その他の当該支払等の内容
- ◆ 支払年月日
- ◆ 支払人氏名または名称および住所
- ◆ 電子記録の年月日

【支払等記録のイメージ】

【記録番号】　A000000019000
【記録年月日】　2015年11月09日
【記録区分】　支払等
【債権者】　000000987
　【名称】　FPファクター株式会社
　【住所】　東京都中央区■-■-■
【債権額】　10,000,000円
【支払金額】　10,000,000円
【支払等】　支払
【元本消滅額】　10,000,000円
【支払日】　2015年11月09日
【支払等をした者】
　【名称】　B支払企業株式会社
　【住所】　東京都港区▲-▲-▲

4．変更記録

変更記録には、以下の事項が記録されます。

（1） 必要的記録事項 （法 27 条）

- ◆ 変更する記録事項（記録番号、対象特定事項名）
- ◆ 変更原因
- ◆ 変更後の内容
- ◆ 電子記録の年月日

【変更記録のイメージ】

【記録番号】 A00000019000
【記録年月日】 2015年10月22日
【記録区分】 変更
【次の記録事項を変更する】 債権総額
【変更原因】 支払企業からの依頼により債権額変更
【変更後の内容】15,000,000

５．分割記録

電子記録債権を分割する場合、分割した債権（以降、分割債権といいます）と分割された元の債権（以降、原債権といいます）それぞれに、以下の事項が記録されます。

(1) 分割債権記録への必要的記録事項（法 44 条 1 項）

- ◆ 原債権記録から分割をした旨
- ◆ 原債権記録および分割債権記録の記録番号
- ◆ 分割債権額
- ◆ 債権者の氏名または名称および住所
- ◆ 電子記録の年月日

(2) 分割記録に伴う分割債権記録への記録事項（法 45 条 1 項、2 項）

- ◆ 原債権記録中の現に効力を有する記録事項
- ◆ 記録可能回数
- ◆ 転写の旨およびその記録の年月日

【分割記録（分割債権）のイメージ】

【記録番号】　A00000019099
【記録年月日】　2015年10月27日
【記録区分】　分割
【原債権の記録】　本債権記録は記録番号A00000019000の原債権記録から分割した
【債権額】　5,000,000円　債務者は債権者へ記載の金額を支払う
【支払期日】　2015年11月09日（2015年10月20日原債権記録より転写）
【債権者】　000000987
　【名称】　FPファクター株式会社
　【住所】　東京都中央区■-■-■
　【決済口座】Y銀行 本店
　　当座7654321　FPフアクター（ド

（以下、2015年10月20日原債権記録より転写（但し、分割制限を除く））
【債務者】
　【名称】　B支払企業株式会社
　【住所】　東京都港区▲-▲-▲
【支払方法】　電子記録債権法第６４条に規定する支払に関する契約による支払
　　：
　　：
　　：
　　：

⑶　原債権記録への必要的記録事項（法 44 条２項）

- ◆ 分割をした旨
- ◆ 分割債権記録の記録番号
- ◆ 電子記録の年月日

⑷　分割記録に伴う原債権記録への記録事項（法 46 条１項、２項）

- ◆ 削除する事項
- ◆ 分割後の一定の金額（分割債権記録に記録された金額を控除した金額）を支払う旨
- ◆ 記録可能回数
- ◆ 上記を記録した場合の記録年月日

【分割記録（原債権）のイメージ】

【記録番号】　A000000019000
【記録年月日】　2015年10月20日
【記録区分】　発生
【債権額】　10,000,000円　債務者は債権者へ記載の金額を支払う
【支払期日】　2015年11月09日
【債権者】　000000123
　【名称】　A納入企業株式会社
　【住所】　東京都江東区●-●-●
　【決済口座】X銀行 ●●支店
　　普通1234567　Aノウニユウキギヨウ（カ
【債務者】　000000456
　【名称】　B支払企業株式会社
　【住所】　東京都港区▲-▲-▲
【支払方法】　電子記録債権法第６４条に規定する支払に関する契約による支払
【譲渡記録の制限の定め】本債権の譲渡先は次のもの及び本債権の債務者並びに金融機関に限定する。
　　FPファクター株式会社
【譲渡制限】債権記録の譲渡可能回数は99回とする
【分割制限】債権記録の分割可能回数は99回とする
【電子債権記録機関が業務規定に定める記録の制限】
　　当社は、当社が取り扱う記録に次の制限を設ける。
　　１．質権設定記録を取り扱わない。
　　２．分割記録は、譲渡記録、支払等記録、変更記録、強制執行等の記録とともにするもの以外を取り扱わない。
　　３．特別求償権に係る債務及び電子記録保証履行請求権に係る債務を主たる債務とする保証記録を取り扱わない。
　　４．譲渡記録および分割記録の記録可能回数を最大９９回とする。
　　５．記録機関変更記録は取り扱わない。

６．強制執行等記録

電子記録債権に差押え等の強制執行通知が到達した場合は、記録機関の職権により速やかに、強制執行等の内容、原因、電子記録の年月日等を記録します。
同様に、強制執行の解除通知が到達した場合は、記録機関の職権により速やかに、強制執行等の解除内容、原因、等を記録します。

Ⅶ. 開示

1．開示の対象および範囲

1）記録事項の開示

当社は、利用者およびその相続人その他の一般承継人、並びにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者（利用者等といいます。）から電子記録債権の開示請求があった場合は、開示請求権者ごとに法 87 条に規定する開示の範囲に応じて記録事項を開示します。

開示対象	「利用者およびその相続人その他の一般承継人、並びにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者」 （電子記録債権一括ファクタリングでは、利用者＝FP、発注企業、納入企業となります。）	
開示範囲	開示請求者	開示内容
	電子記録名義人（FP）	発生記録、保証記録履歴、支払等記録履歴、変更記録履歴、強制執行記録履歴が開示対象。 譲渡記録履歴は、現在の電子記録名義人が譲受人となっている記録が開示対象。
	電子記録債務者（発注企業）	発生記録、保証記録履歴、支払等記録履歴、変更記録履歴、強制執行記録履歴が開示対象。 譲渡記録履歴は、現在の電子記録名義人が譲受人となっている記録が開示対象。
	かつての電子記録名義人または電子記録債務者（納入企業）	自己が当事者として記録請求した債権記録の内容

2）提供情報の開示

利用者等は、電子記録の請求に当り当社へ提供した情報について、開示請求をすることができます。

開示対象	「利用者およびその相続人その他の一般承継人、並びにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者」 （電子記録債権一括ファクタリングでは、利用者＝FP、発注企業、納入企業となります。）	
開示範囲	開示請求者	開示内容
	電子記録名義人（FP）	電子記録の請求に当り当社へ提供した情報 （電子記録請求者の氏名又は名称及び住所等）
	電子記録債務者（発注企業）	
	かつての電子記録名義人または電子記録債務者（納入企業）	

２．開示方法

１）記録事項

記録事項の開示方法は、以下のいずれかの方法で行います。

1）　閲覧については、紙面に出力して表示する方法あるいは画面に表示する方法

2）　記録事項の全部または一部を証明した書面を提供する方法

3）　電磁的記録（PDF形式の電子文書、またはCSV形式のデータ）を提供する方法

２）提供情報

提供情報の開示方法は、書面の閲覧、当該書面の写しまたは電子文書（PDF形式）の交付により行います。

（巻末）用語集

項番	用　語	説　　明
1	電子記録債権	電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）により、事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された新しい類型の金銭債権であり、電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の指名債権・手形債権などとは異なる新たな金銭債権です。
2	ファクタリング	ファクタリング（factoring）とは、他人が有する売掛債権を買い取って、その債権の回収を行う金融サービスをいいます。債権債務の発生後、債権は原債権者（納入企業）からファクタリング業者に譲渡され、ファクタリング業者は、債務者（発注企業）からは決済期日に債務の満額を徴収し、債権者（納入企業）には、償還満期日前ならば満額から決められた率で割引いた額を支払い、償還満期日到来以降であれば債権額面の満額（もしくは極めて満額に近い額）を支払います。
3	電子記録債権一括ファクタリング	電子記録債権を利用した当社の新しい金融サービスです。電子記録債権一括ファクタリングでは、電子記録債権一括ファクタリング取引基本契約に基づいて納入企業が持っている売掛債権を電子記録債権とし、納入企業が、その電子記録債権をＦＰへ譲渡することにより、ＦＰから支払期日前に資金の融通を受けることができます。
4	Tranzax電子債権(株)	Tranzax電子債権(株)とは、Tranzax(株)の 100%子会社で、主務大臣（内閣総理大臣および法務大臣）の指定を受けた電子債権記録機関です。
5	記録原簿	利用者がTranzax電子債権(株)に対して行った電子記録債権の発生・譲渡等の各種記録記請求の結果を、Tranzax電子債権(株)が電子的に記録するための原簿です。 発生記録や譲渡記録などの「電子記録」は、電子債権記録機関が調製する電磁的な帳簿に記録事項を記録することによって行われます。そして、これらの電子記録を当該電子記録債権ごとに集めて記録した電子データが「債権記録」であり、債権記録を記録した電磁的な帳簿（記録媒体）が「記録原簿」になります。
6	債権記録	発生記録により発生する電子記録債権（または電子記録債権から分割される電子記録債権）毎に作成される電磁的記録のことをいいます。
7	記録事項	記録原簿に記録される発生記録や譲渡記録等の内容に関する情報のことです。債権者や債務者等の名称（氏名）や住所等に加え、請求の種類、記録番号、電子記録年月日、支払期日、債権金額、決済口座情報等が請求内容に応じて記録されます。
8	請求受付簿	利用者がTranzax電子債権(株)に対して行った電子記録債権の発生・譲渡等の各種記録請求の受付内容を保存するための受付簿です。
9	電子記録義務者	法第２条に定める、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に不利益を受ける者を言い、間接に不利益を受ける者を除きます。発生記録の債務者、譲渡記録の譲渡人等が該当します。
10	電子記録権利者	法第２条に定める、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に利益を受ける者を言い、間接に利益を受ける者を除きます。発生記録の債権者、譲渡記録の譲受人等が該当します。
11	電子記録名義人	債権記録に電子記録債権の債権者又は質権者として記録されている者のことをいいます。

12	記録請求	発生記録や譲渡記録等の電子記録を記録原簿に記録することを請求する手続きです。電子記録債権一括ファクタリングでは、ＦＰが発注企業、納入企業の代理人としてTranzax電子債権(株)に記録請求を行います。
13	発生記録	利用者からの発生記録請求を受け、Tranzax電子債権(株)が電子記録債権の発生を記録原簿に記録することです。利用者からの発生記録の請求にもとづき、Tranzax電子債権(株)が債権金額、支払期日、債権者情報および債務者情報等の必要な事項を記録原簿に記録したときに電子記録債権が発生します。
14	譲渡記録	利用者が電子記録債権を第三者に譲渡するためにする記録です。譲渡記録は、譲渡する旨および譲渡人と譲受人の情報等の必要な事項を記録原簿に記録したときに効力が発生します。
15	支払等記録	電子記録債権が消滅したことの記録です。金融機関を利用して債務者口座から債権者口座に払込みによる支払が行われた場合、電子記録債権は消滅し、電子債権記録機関は金融機関から通知を受けることにより遅滞なく支払等記録をします。
16	分割記録	電子記録債権の債権金額の一部を分割するためにする記録です。なお、電子記録債権一括ファクタリングでは、分割記録は、譲渡記録、支払等記録、変更記録または強制執行等の記録とともにするもの以外を取り扱いません。
17	変更記録	記録原簿に記録された利用者登録事項（法人名、住所、決済口座等）の内容、電子記録債権の債権金額等を変更するためにする記録です。
18	強制執行等記録	利用者が保有する電子記録債権に対して法令等にもとづく強制執行、滞納処分その他処分がなされ、裁判所等からTranzax電子債権(株)にこれらの処分に係る書類の送達を受けた場合に、Tranzax電子債権(株)がする記録です。
19	電子記録債権一括ファクタリング取引基本契約	電子記録債権一括ファクタリングの基本となる契約で、発注企業、納入企業、ＦＰ間で締結する契約です。契約内容の骨子は、電子記録債権に関する事項、債権譲渡および代金支払に関する事項、契約の終了に関する事項、その他一般規定です。
20	電子記録債権の支払等に関する契約	電子記録債権一括ファクタリングの決済に関する契約で、ＦＰ、ＦＰ銀行、発注企業、記録機関の間で締結する契約です。契約内容の骨子は、決済手続に関する事項、期日支払情報の事前提供に関する事項、入金確認通知に関する事項、支払等記録に関する事項、債権消滅通知に関する事項です。
21	電子記録債権の買取に関する契約	発注企業の電子記録債権の買取に関する契約で、発注企業とファクターの二者間で締結する契約です。契約内容の骨子は、電子記録債権の買取申込に関する事項、効力の発生および代金支払に関する事項、支払等記録請求に関する事項、その他一般規定です。
22	業務規程・業務規程細則	業務規程・業務規程細則とは、Tranzax電子債権(株)が行う業務の実施に関して必要な事項を定めた規程です。利用者は、Tranzax電子債権(株)の利用申込み時に、これらについて承諾のうえ、申込みを行います。
23	利用規約	Tranzax電子債権(株)が電子債権記録機関として提供するサービスの利用について、利用者が遵守すべき事項および電子記録の請求の方法に関して定める規約をいいます。
24	利用契約	Tranzax電子債権(株)の利用者となるためには、Tranzax電子債権(株)と利用契約を締結する必要があります。具体的には、利用規約に同意した者が、Tranzax電子債権(株)に対してTranzax電子債権(株)所定の機関利用申請書により電子債権記録機関の利用について申込みをし、Tranzax電子債権(株)がこれを承諾することにより締結されます。

25	利用者	Tranzax電子債権(株)にて利用者登録を完了し、Tranzax電子債権(株)との間で利用契約を締結した者をいいます。電子記録債権一括ファクタリングでは、発注企業、納入企業、ＦＰが利用者となります。
26	利用者台帳	Tranzax電子債権(株)が利用契約を締結することとした者について利用者登録を行うために用いられる台帳で、磁気ディスクをもってTranzax電子債権(株)が調製するものをいいます。
27	利用者登録	Tranzax電子債権(株)の審査の結果に基づき、Tranzax電子債権(株)が利用契約を締結した者に係る情報を利用者台帳に記録することをいいます。利用者登録事項には、法人名、住所、法人代表者の氏名、連絡先、決済口座の情報などがあります。
28	利用者番号	Tranzax電子債権(株)が利用者を特定するために、利用者に付与する９桁の番号です。
29	取引時確認	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）の規定に基づいて、電子債権記録機関であるTranzax電子債権(株)が行う、利用者となろうとする者に係る本人確認等のことをいいます。法人のお客様の場合は、取引を担当する方ご自身の取引時確認も行います。取引時確認は、「機関利用申請書」または「利用者登録事項変更届」を受理する時に実施します。
30	ＦＰ	ファクタリング・パートナーの略です。ファクタリングにおけるファクタリング業者のことであり、納入企業の発注企業に対する売掛債権の譲渡を受け、期日に、発注企業に代わって納入企業宛てに譲渡代金の支払を行うほか、期日前には、納入企業の依頼に基づいて期日分の金利を差し引いた金額で譲渡代金の支払いを行います。
31	決済銀行等（ＦＰ銀行）	Tranzax電子債権(株)および利用者との間で電子記録債権の支払等に関する契約を締結し、当該契約に基づき電子記録債権に係る債務の支払に関する取扱いを行う銀行等をいいます。　納入企業への期日前支払代金の振込、発注企業からの期日支払代金の受け入れと納入企業への振込、それに伴うTranzax電子債権(株)への入金確認の通知等を行います。
32	業務受託者	電子記録債権法第 58 条第 1 項の規定により、Tranzax電子債権(株)が電子債権記録業等の一部を委託した者をいいます。
33	代理人	利用者のために電子記録の請求を代理する者として、包括的に代理権が授与されたことを証する書面を当社に提出した者をいいます。電子記録債権一括ファクタリングにおいては、ＦＰが代理人となります。
34	債権明細データ	納入企業の発注企業に対する月次の売掛債権（発注企業の買掛債務）の明細が入力された電子データ。債権金額、支払期日、決済銀行口座等の情報につき、所定のフォーマットで発注企業が作成し、予め取り決めた期日までにＦＰに送信します。ＦＰはこの債権明細データをもとに発生譲渡記録請求データを作成し、Tranzax電子債権(株)宛てに送信します。
35	記録番号	電子記録債権を識別するために電子記録債権毎に記録される、１２桁の番号（英数字）です。
36	期日前支払	電子記録債権一括ファクタリング取引基本契約を締結した納入企業が、支払期日の前に、ＦＰに譲渡した電子記録債権金額の範囲内で支払を受けることを言います。支払期日の 1 営業日前までであれば、期日前支払が受けられます。なお、期日までの日数によって金利が差し引かれます。この点は手形の割引と同様ですが、発注企業の信用力によって、通常より有利な金利が適用される可能性があります。

37	期日支払	電子記録債権の決済日に行われる、発注企業から納入企業宛ての期日前支払分以外の電子記録債権の支払のことをいいます。
38	支払期日	電子記録債権の決済（期日前支払分以外の電子記録債権金額の納入企業宛て振込）が行われる日です。
39	支払明細通知	支払期日の１営業日前に、Tranzax電子債権(株)から決済銀行宛てに提供される、期日支払に係る情報が記載された通知のことをいいます。
40	入金確認通知	支払期日に、期日支払代金が発注企業から決済銀行（ＦＰ銀行）宛てに振り込まれると、決済銀行（ＦＰ銀行）は、電子記録債権の支払等に関する契約に基づいて、Tranzax電子債権(株)宛てに期日支払代金の入金があった旨の通知を行います。この通知を入金確認通知といいます。　Tranzax電子債権(株)は、入金確認通知を支払等記録請求とみなして、受領後速やかに支払等記録を行います。
41	開示	電子記録債権の内容を確認したい場合など、利用者は、債権記録に記録されている事項または記録請求に際して電子債権記録機関に提供した情報の開示を電子債権記録機関に求めることができます。開示請求できる者および開示される事項の範囲は、電子記録債権法および業務規程にて定められており、　取引内容を第三者に知られてしまう心配はありません。
42	開示請求	債権記録に記録されている事項または記録請求に際して電子債権記録機関に提供した情報の開示を請求する手続きです。開示請求は、利用者がそれぞれTranzax電子債権(株)に開示請求を行います。
43	記録事項の開示	利用者およびその相続人その他の一般承継人、並びにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者（利用者等といいます。）からの開示請求に基づき、電子記録債権法８７条に規定する範囲で記録事項を開示することです。
44	提供情報の開示	利用者等からの開示請求に基づき、利用者が電子記録の請求に当り当社へ提供した情報について、開示することです。
45	Tranzax電子契約サービス	インターネットを通じて電子契約の調印や電子文書の送受信を行うことができるシステムで、利用するパソコンには、専用のクライアント証明書を予めインストールします。当該証明書のないパソコンからはアクセスできない、利用者それぞれにユーザＩＤとパスワードを設定など、セキュアな環境下でご利用いただけます。
46	電子契約	契約において、合意形成の手段としてインターネットなどの通信を利用した情報交換を行うものです。従来の書面による契約書に代わり、PDF等の電子ファイルを利用し、押印に代わる手段として、電子証明書を利用します。紙の契約書がないため、紛失・盗難のリスクがないほか、契約書に収入印紙を貼る必要がないなどのメリットがあります。

索引【五十音順】

	用　　語	項番
Ｆ	ＦＰ	30
Ｔ	Tranzax 電子債権(株)	4
	Tranzax 電子契約サービス	45
か	開示	41
	開示請求	42
き	期日支払	37
	期日前支払	36
	強制執行等記録	18
	業務規程・業務規程細則	22
	業務受託者	32
	記録原簿	5
	記録事項	7
	記録事項の開示	43
	記録請求	12
	記録番号	35
け	決済銀行等（ＦＰ銀行）	31
さ	債権記録	6
	債権明細データ	34
し	支払期日	38
	支払等記録	15
	支払明細通知	39
	譲渡記録	14
せ	請求受付簿	8
た	代理人	33
て	提供情報の開示	44
	電子記録義務者	9
	電子記録権利者	10
	電子記録債権	1
	電子記録債権一括ファクタリング	3
	電子記録債権一括ファクタリング取引基本契約	19
	電子記録債権の買取に関する契約	21
	電子記録債権の支払等に関する契約	20
	電子記録名義人	11
	電子契約	46
と	取引時確認	29
に	入金確認通知	40
は	発生記録	13
ふ	ファクタリング	2
	分割記録	16
へ	変更記録	17
り	利用規約	23
	利用契約	24
	利用者	25
	利用者台帳	26
	利用者登録	27
	利用者番号	28